

## 平成 26 年度県内外向け広報委託の概要

## 1 委託事業の名称

平成 26 年度県内外向け広報委託

## 2 委託事業の概要

## (1) 目的

平成 22 年 4 月に施行された「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」（以下「条例」という。）は、施行から 4 年を経過し、広報キャンペーン等を通じて県内への周知は進んできている。一方で、県外からの来訪者に対しては、これまで積極的な周知活動を行ってこなかった。

しかし、県へは、年間 1 億 7 千万人を越える多くの観光客が訪れることから、県外からの来訪者に対しても条例の周知を図る必要がある。

そこで、主に県外からの観光客を対象とし、観光情報誌等を活用して条例内容の周知を行うことで受動喫煙防止の更なる普及啓発を図り、県民のみならず県内への来訪者を含め、県内の公共的施設で快適に過ごせるよう条例の広報事業に取り組む。

## (2) 業務委託内容

条例内容について読者に訴求するよう受注者の発行する観光情報誌等に広告記事等を掲載する。委託業務は、その広告記事等に係る取材、原稿作成及び観光情報誌等への掲載とする。

なお、取材、原稿作成を含む広告記事等の掲載内容等については企画提案事項とする。提案にあたっては、主に県外からの観光客に、効果的に条例が周知されるよう、広告記事等について、単に条例内容を記載するだけでなく、条例対象施設等に取材を行うなどして読者の興味を喚起する内容となるよう留意するものとする。さらに、次に掲げる事項に配慮し企画を行い、委託事業を実施するものとする。

- ① 掲載方法
- ② 紙面構成
- ③ 発行部数
- ④ 頒布エリア
- ⑤ 頒布期間
- ⑥ 頒布価格

また、広告記事等が掲載された観光情報誌等については、別に記載のとおり発注者に納品するものとする。

## 3 委託期間

契約締結日から平成 27 年 3 月 20 日まで

## 平成26年度県内外向け広報委託 評価基準

項目	内容	審査ポイント (評価の着目点)	備考
1 業務遂行にあたっての基本的事項	(1) 基本姿勢	①実施に当たっての考え方	「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」を理解し、本事業の目的が十分に認識されているかを評価する。
	(2) 実績	①受託業者としての実績	地域の知名度や魅力向上を図るための広報の経験の評価すると同時に、条例の広報という県の施策周知を担うことから、国・地方公共団体・その他公共機関からの委託等の経験をあわせて評価する。
2 業務の内容に関する事項	(1) 実施体制	①業務に関する専門性	自社(団体)ですべてを実施できるか否かを評価する。なお、本件は、取材、原稿作成、情報誌等への掲載を委託事業としてことから、印刷製本、流通頒布等については、自社の実施の有無を問わない。
		②実施体制	業務における進行管理の信頼性を評価する。
		③全体スケジュール	スケジュールに無理がないかを評価する。
	(2) 収支計画	①見積書の積算内容について	概算見積もりが業務内容に見合っており、かつ効率的であり、適正であるかを評価する。
	(3) 実施内容	①広報内容	情報誌等上での条例周知情報の掲載方法について、その有効性を評価する。 具体的には、条例対象施設に取材を行うなどして、読者の興味を喚起する内容となるよう情報誌等ならではの工夫を行っているかを評価する。
		②紙面構成	条例周知情報について、読者に訴求するよう紙面構成が考慮されているかを評価する。
		③発行部数	情報誌等の発行部数により、条例周知の効果を評価する。 なお、複数の情報誌等を活用した広報が提案された場合、その合計部数について評価する。 また、増刷・重版等の提案があった場合、その旨を考慮し、評価するものとする。
		④頒布エリア	県内外へ条例周知を図るため、情報誌等の頒布エリアを評価する。
		⑤頒布期間	継続的に条例周知を図るため、情報誌等の頒布期間を評価する。
		⑥頒布価格	読者ニーズにあった頒布価格での提供に配慮されているかを評価する。なお、複数の情報誌等を活用した広報が提案された場合、そのうち最も発行部数の多い情報誌等の価格を評価する。